

3. 行政施設基本計画概要

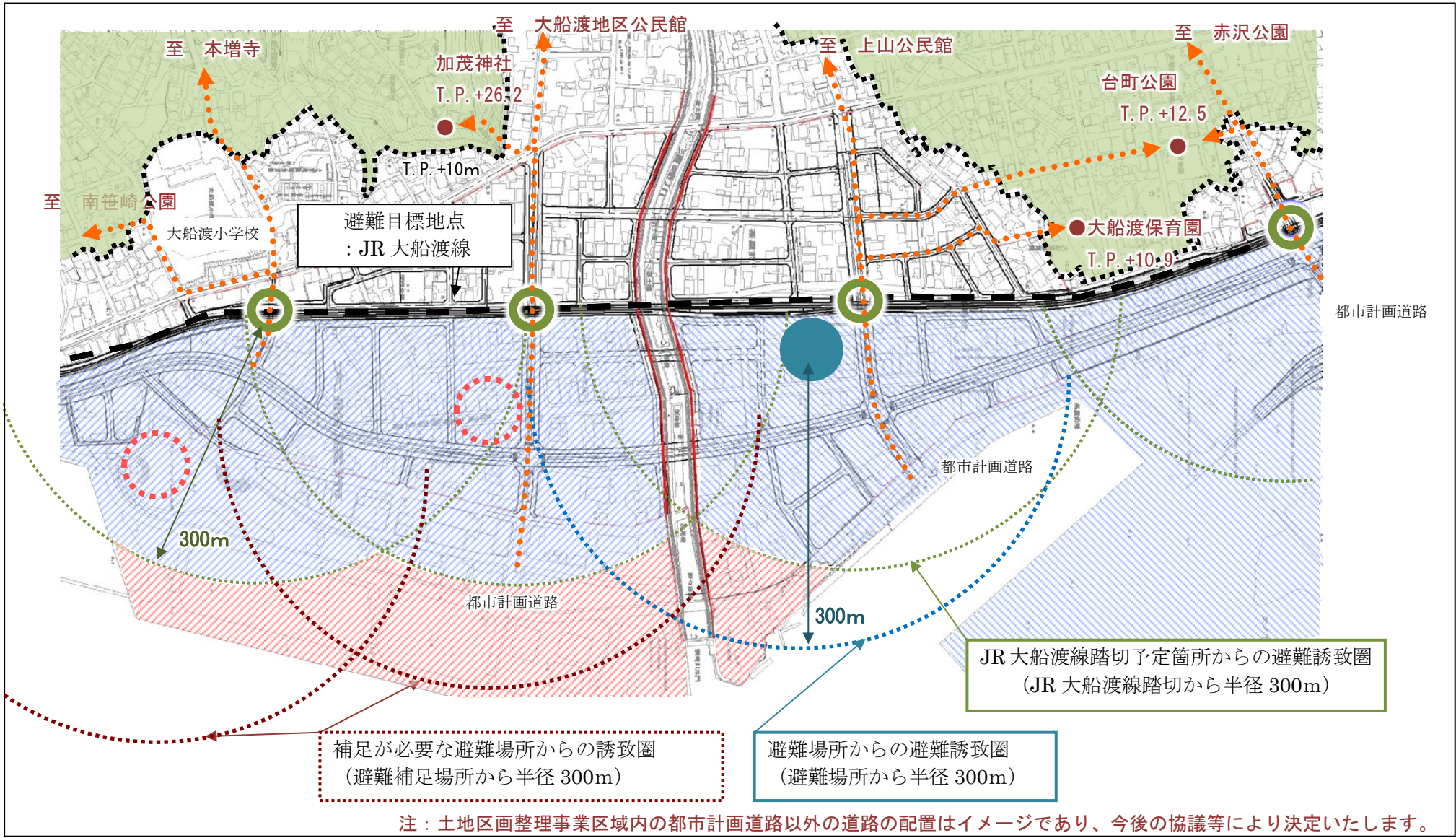
1) 津波防災拠点施設・津波復興拠点支援施設の配置方針

(1) 大船渡地区の避難の考え方

- ・ JR 大船渡線から山側は、東日本大震災と同規模の津波に対して、浸水が想定されない区域になるよう、土地区画整理事業によって整備することから、JR 大船渡線を避難目標地点とします。
- ・ 津波の危険のない場所（JR 大船渡線から山側）や避難場所からの避難誘致距離は、東日本大震災をふまえて岩手県が検討した 300mを採用します。

(2) 山側への避難誘致圏の想定

- ・ JR 大船渡線から山側に避難するうえで、JR の横断予定箇所を都市計画道路及び大船渡小学校に連絡する市道の 4 箇所と想定した場合、埠頭部分で避難困難区域が発生します。
- ・ 津波復興拠点区域内の津波防災拠点施設等を避難場所とすることで、概ね須崎川北側部分の避難困難区域を解消することができます。
- ・ 埠頭部分に一部避難困難区域が残存するため、須崎川南側部分にも避難場所が設置されると、より安全性が向上します。

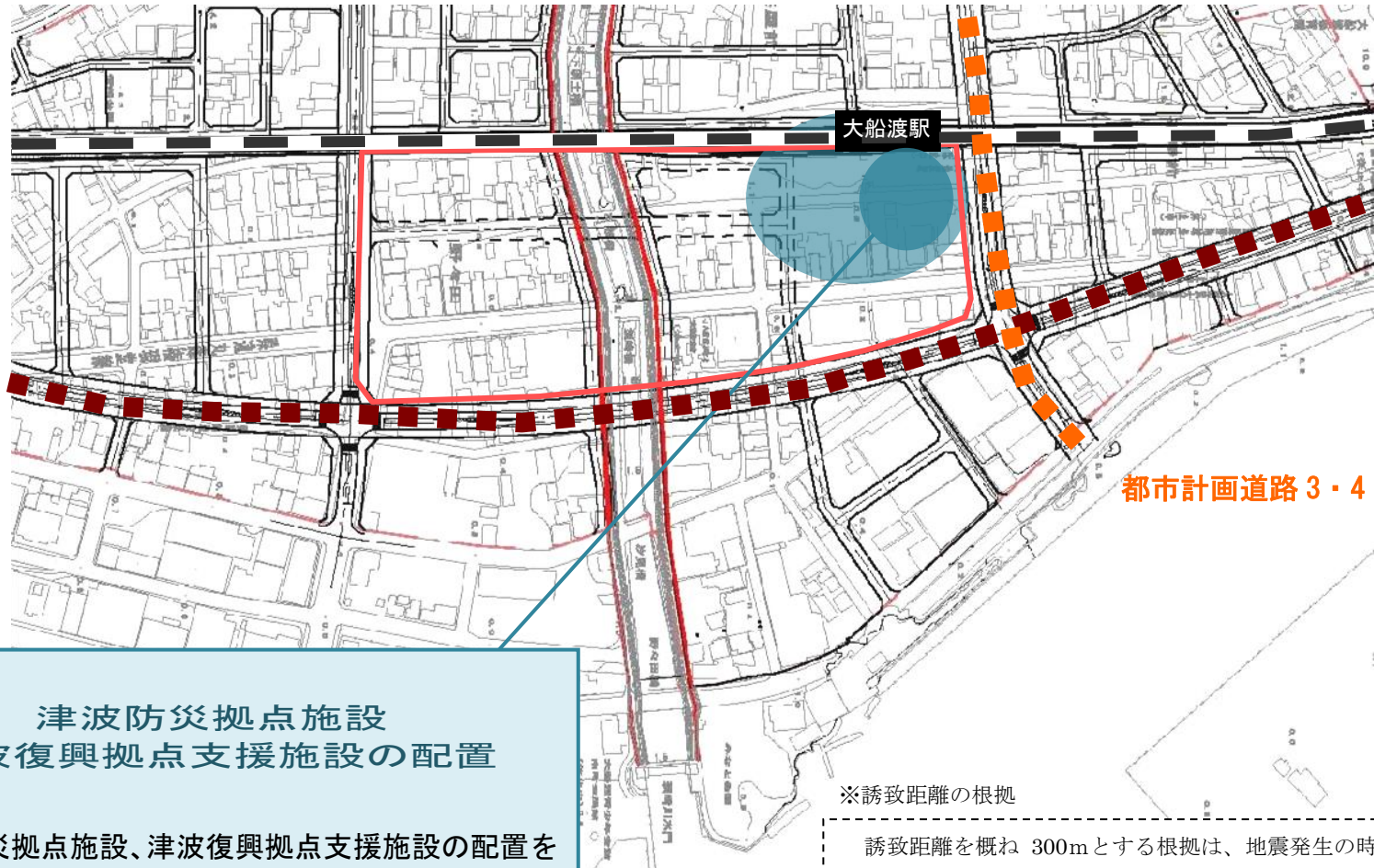


< JR 大船渡線の横断箇所位置からの避難誘致圏 >

（３）津波防災拠点施設、津波復興拠点支援施設の配置方針

- 前節の避難の考え方を基に津波防災拠点施設は、山側への避難の容易性、災害時の広域交通機能の確保、応急活動の容易性、平常時の利便性、津波防災拠点施設の整備完成までの時間の観点から、下記の配置方針とします。
- なお、津波防災拠点施設は、津波による避難困難区域の避難者や避難に遅れた災害時要援護者が一時的・緊急的に避難するための一時避難場所とします。
- また、津波復興拠点支援施設は、地域活力の復興のための活動拠点となる公共施設であること、災害時に津波防災拠点施設を補完する施設として、配置します。

津波防災拠点施設の配置検討の観点	
山側への避難の容易性	・ JR 大船渡線の横断箇所に近いこと ・ 施設内の避難者の長期的な孤立を防ぐこと
広域交通機能の確保	・ 浸水しない位置にある鉄道と幹線道路が利用可能であること
応急活動の容易性	・ 山側との連携による応急活動ができる位置にあること
平常時の利用者の利便性	・ 鉄道、バスなど公共交通を結節できること
整備完成までの時間	・ 早期整備が可能な先行地区内にあること



県道 丸森権現堂線

都市計画道路 3・4・1号茶屋前線

**津波防災拠点施設
津波復興拠点支援施設の配置**

津波防災拠点施設、津波復興拠点支援施設の配置を
鉄道駅と一体的な整備が可能となる、先行地区の
須崎川北側街区に設定する。

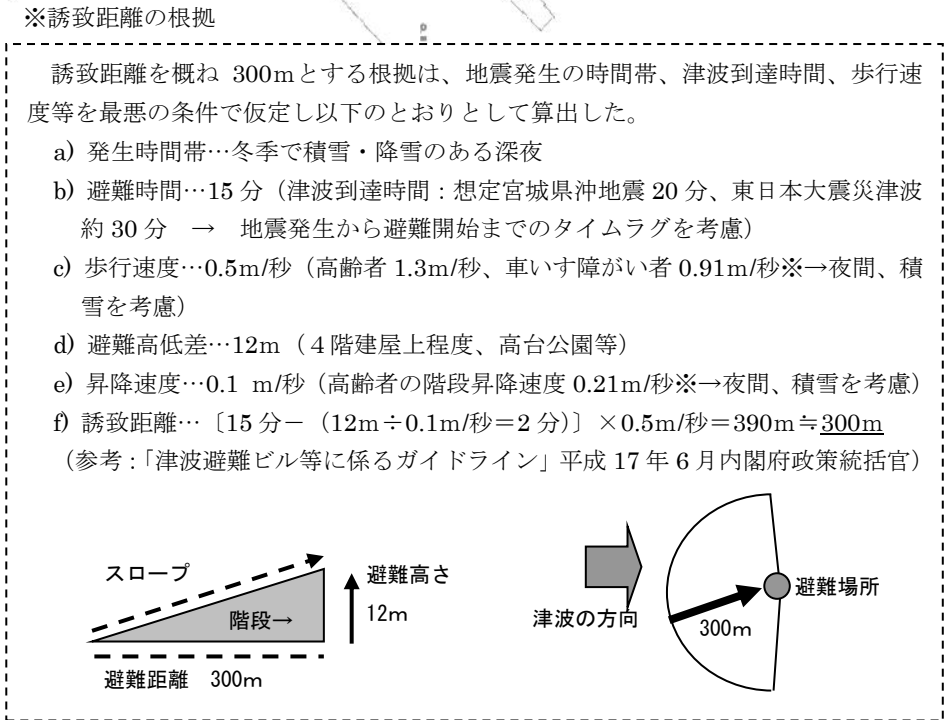
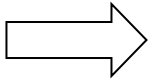
H25 年 7 月現在の大船渡駅周辺の敷地概要	
項目	概要
用途地域	①用途地域 商業地域
	②建ぺい率 80%
	③容積率 400%
	④日影規制 -
	⑤高度地区 -
	⑥地区計画 -
	⑦防火地域 防火地域、準防火地域

参考：避難路等の考え方（岩手県県土整備部都市計画課「復興まちづくり／土地利用の考え方について(素案)」より 平成23年8月9日 岩手県都市計画課）
浸水想定エリア内では、地震発生から津波襲来までの間に全ての人が徒歩で避難することができる避難施設等（高台公園、避難ビル、避難タワー等）を配置する。

①避難施設等の高さは、高齢者の階段昇降を想定し、4階建屋上程度で高さ12mを限度とする。
（スロープの場合についても、歩行距離が長くなることから負荷は同様と考える。）

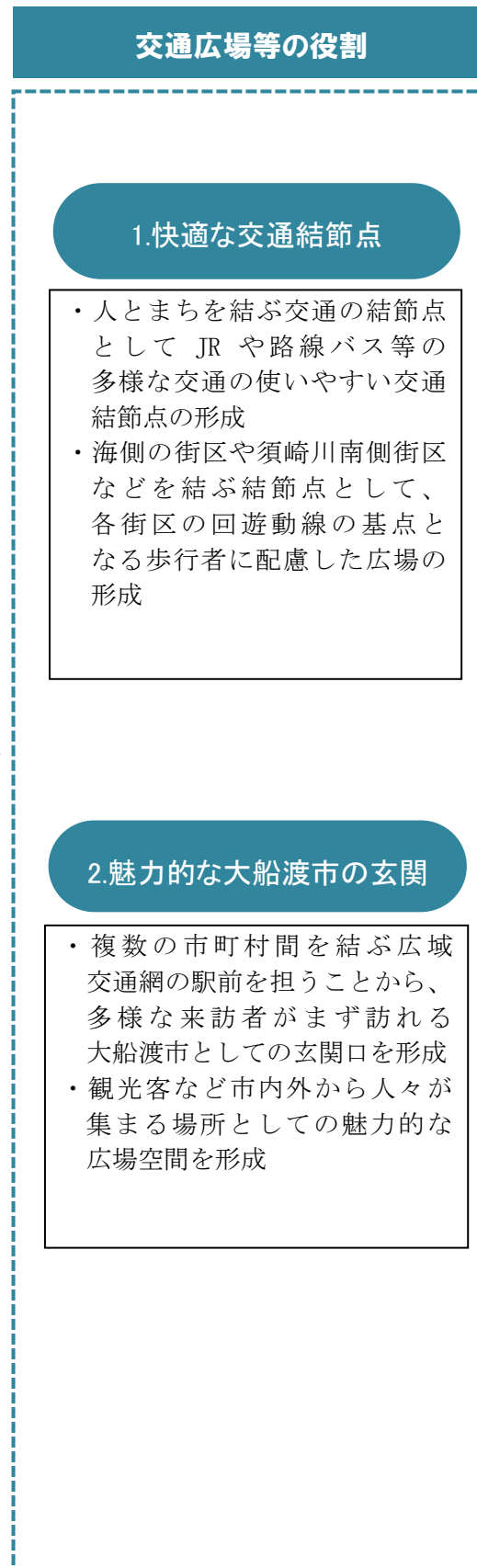
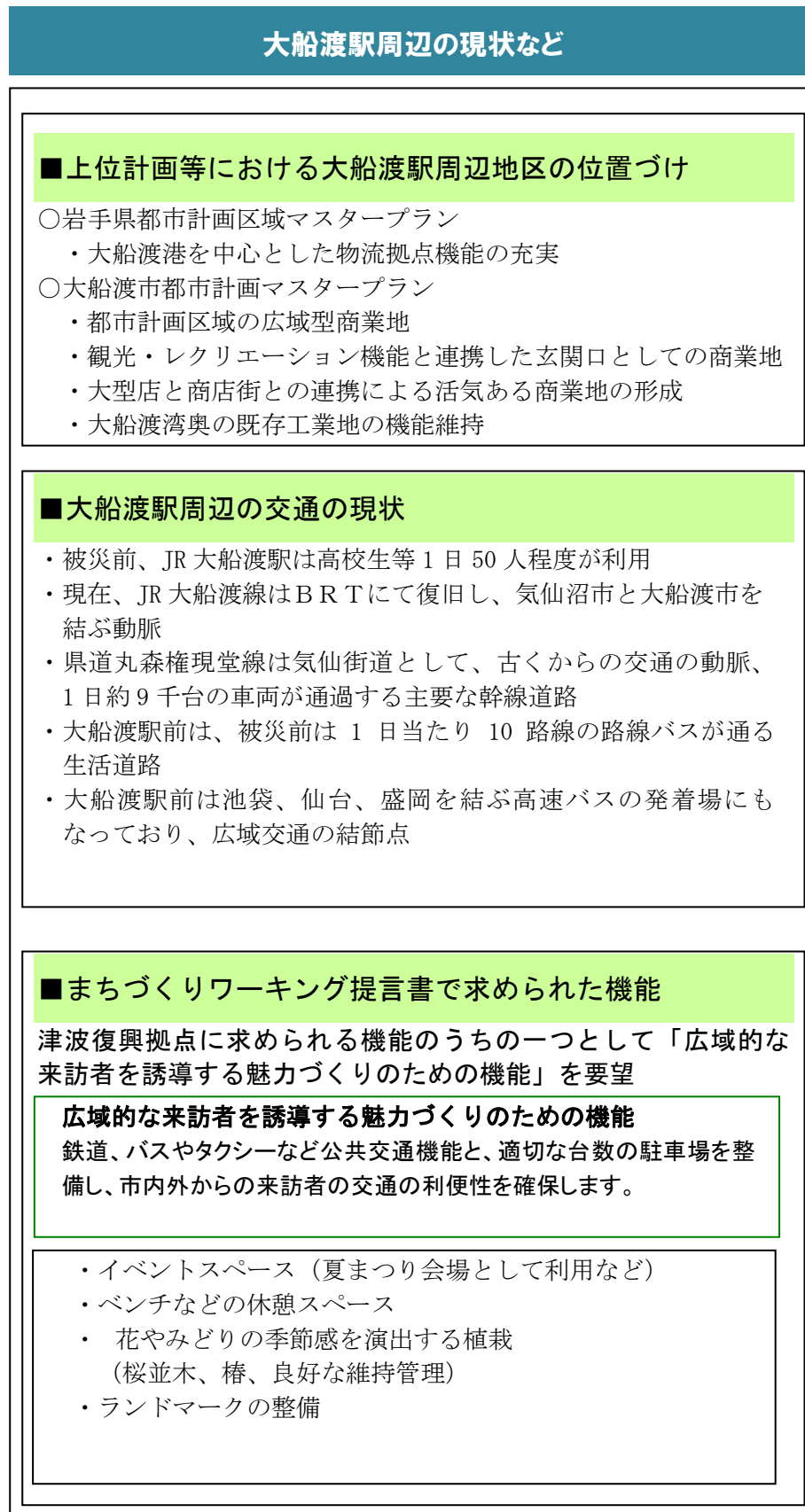
②避難施設等は、避難者の安全を確実なものとするため、津波シミュレーションの浸水深が概ね10mを超えるエリアには原則設置しない。
（臨海部の防浪ビルなどは例外）

③誘致距離は、避難時の最悪の条件を想定し、津波の来襲方向を背に概ね300mとする。



2) 交通広場及び多目的広場の整備計画

(1) 交通広場及び多目的広場の役割と整備方針



(2) 交通広場の規模と整備計画

交通広場の規模

- ①交通需要の整理
- ・ JR 大船渡駅の将来の乗降客数は、現状の利用者数と将来的な利用者の増加を見込み 1 日あたり 100 人 とします。
- ②交通広場の規模

交通結節機能を果たすために必要な交通広場面積
⇒約 2,300 m²とします。

〔バス乗降場、タクシー乗降場、タクシープール、
自家用車乗降場、車道、歩道を含む面積〕

- ・ 交通広場の必要機能は需要及び事業者意向から次のとおりです。
- ・ 交通広場の面積は、路線バス等の円滑な交通に配慮し、「交通広場計画指針」を参考に面積を設定します。

表—交通広場の施設規模

種類	施設名	台数
路線バス	乗降バス	各 1 台
	乗降バス	各 1 台
タクシー	乗降バス	各 1 台
	タクシー駐車場	4 台
自家用車	乗降バス	4 台
	乗降バス	1 台

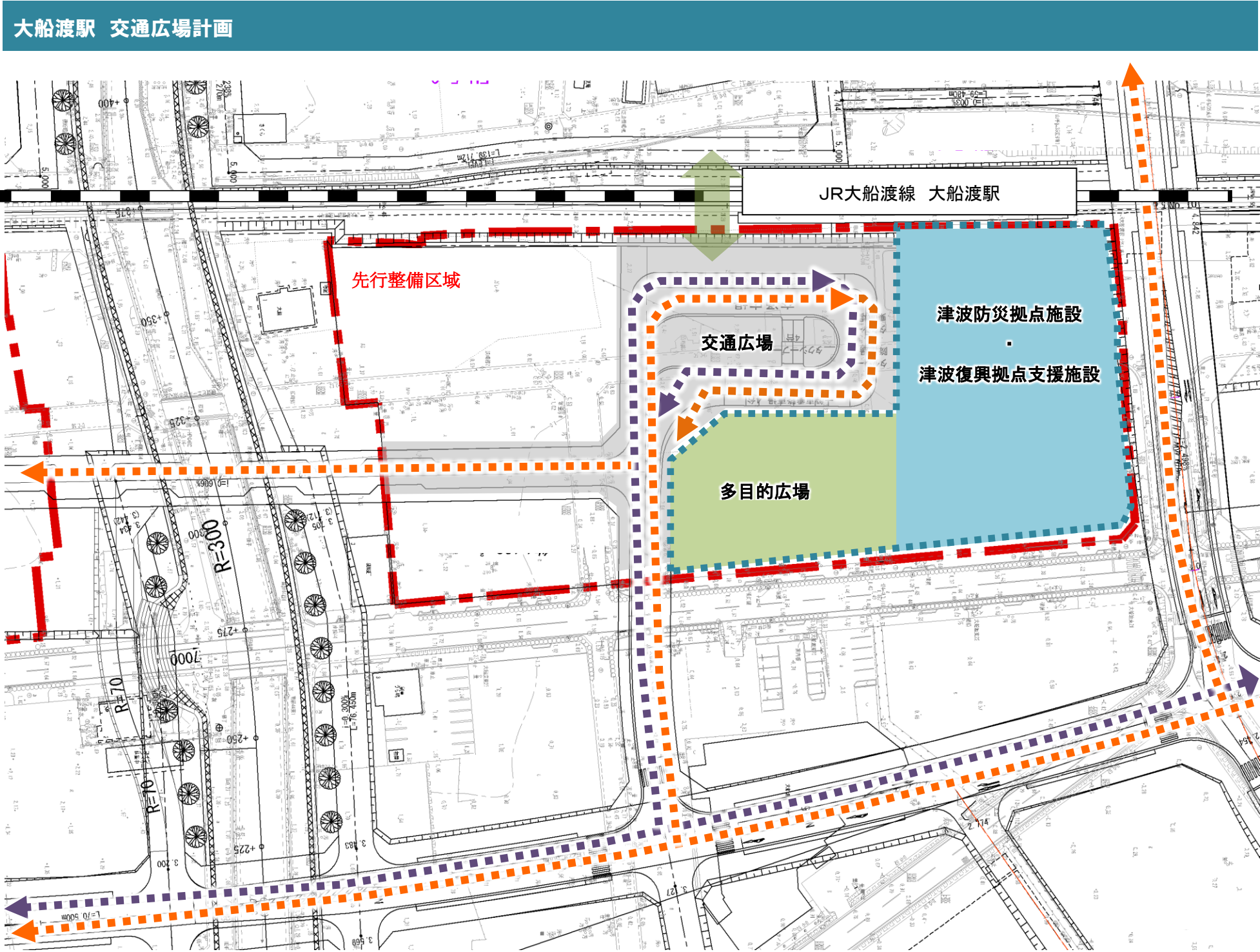
凡例

- : 自家用車、タクシー動線
- : バス動線
- - - : 津波復興拠点先行整備区域
- : 津波防災拠点施設・津波復興拠点支援施設
多目的広場の敷地

(3) 多目的広場の整備計画

多目的広場は、津波防災拠点施設と津波復興拠点支援施設と一体的な整備、管理を行います。詳細については、次節の建築基本計画の中で検討します。

交通広場については、
前節の整備方針を踏まえ、今後、関係機関と協議・検討を行い、規模・形状を決定していくこととします。



3) 津波防災拠点施設・津波復興拠点支援施設の基本方針

(1) 施設の定義

- 津波防災拠点施設と津波復興拠点支援施設を整備するにあたり、その施設の定義は次のとおりです。

■「東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について(ガイダンス)」での位置づけ。

2「津波防災拠点施設」とは、津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設としての地域防災センター、避難所、集会所、災害応急対策としての耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等をいう。津波避難ビルの機能を持つ施設や津波避難タワーについても整備することが可能であるが、第三編 津波復興拠点整備事業 3-4 津波復興拠点整備事業においては、用地の嵩上げも支援対象となるため、過度な投資とならないよう留意が必要である。

4「津波復興拠点支援施設」とは、各種のイベント、展示、余暇活動等の地域交流や、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設をいう。

(2) 施設の整備コンセプト

- 津波防災拠点施設と津波復興拠点支援施設を整備するにあたり、大船渡駅周辺に整備する目的・コンセプトを整理します。寄せられた要望書、提言書、市復興計画、総合計画に基づき、津波防災拠点施設・津波復興拠点支援施設の整備コンセプトを各施設の機能ごとに設定します。

〈津波防災拠点施設の整備コンセプト〉

●災害の教訓を伝え、防災力を高める「学びの場」

- 再度の大津波によって被害を最小限にするための「防災・減災学習機能」
- 発災時にも落ち着いて正しい行動ができる「人材育成」

●災害時の都市機能を維持する「防災活動拠点」

- 津波による浸水が想定される地域で、命を守る「一時避難場所」

〈津波復興拠点支援施設の整備コンセプト〉

●安心・安全なまちをつくる「人のつながり・地域の結びつきの場」

- 地域住民の生活の楽しみの場の「提供」
- 交流促進によるまちの「賑わい創出」
- 明日の大船渡を創る「人材育成」

(3) 施設整備の基本方針

- 津波防災拠点施設と津波復興拠点支援施設の基本方針を整理します。

津波防災拠点施設

- ① 平常時は、津波等の災害に対する適切な準備と防災知識の周知・普及（研修・訓練等）としての機能を有する施設とします。
- ② 災害時は、災害対策機能、一時避難場所機能、備蓄機能、自家発電機能等を有する施設とします。
- ③ 施設機能の保持と一時避難場所機能に供する施設は、津波浸水のおそれがない階に配置します。避難想定人数：約 500 人（避難スペース 2 m²/1 人）

津波復興拠点支援施設

- ① 交流の場、活動の場、情報発信の場、育成の場として、市民が活用しやすい施設とします。
- ② 災害時要援護者が利用することが多いと思われる諸室は、通常利用の利便性を考慮し、低層に配置し、非常時における避難動線にも配慮します。
- ③ 機能や利用目的に併せた諸室配置を行い、可動間仕切り等で可変性の高い諸室空間を作ります。

(4) 施設整備の導入機能・施設規模・建物構成

- 関係機関等と確認・調整を行った導入機能、施設規模になります。
- 本施設は維持管理費の削減、コストの削減、一時避難場所としてのわかりやすさにより、2つの施設を合築とします。
- 面積については、必要機能を考慮し、要望を反映した目安を表記しています。

検討結果の凡例
○：導入予定の機能・諸室
△：諸室として導入しないが運用で対応する機能
×：導入しない機能・諸室

△の例：シアタールーム
利用頻度、維持管理経費を考えた場合、専用の諸室を利用するより、多目的ホール、研修室等規模に合わせた諸室を利用しプロジェクターなどを用いて、映像を見せることで過大な設備投資を抑えつつ、シアタールームの機能を確保します。

津波防災拠点施設					
平常時機能		諸室構成	検討結果	要望を反映した面積	災害時機能
学習機能	展示機能	展示室	○	150 m ²	一時避難場所 機能
	体験機能	体験学習室	△	- m ²	
		シアタールーム	△	- m ²	
	研修機能	研修室	○	70 m ²	
		会議室①	○	70 m ²	
		会議室②	○	40 m ²	
	講義機能	多目的ホール	○	160 m ²	一時避難場所 機能
	資料収集機能	防災資料室	○	20 m ²	
		防災資材庫	△	- m ²	
	自主学习機能	自習スペース	○	30 m ²	
		PC 学習コーナー	△	- m ²	
	伝承機能	体験談語り部コーナー	△	- m ²	
防災アドバイザーコーナー		△	- m ²		
交通機能		駅舎、バスステーション (券販売所、待合所)	○	80 m ²	
		タクシー乗り場	△	- m ²	
行政機能		行政機関窓口	×	- m ²	
		交番	×	- m ²	
観光機能		展望室	△	- m ²	
		観光案内所	○	80 m ²	
医療機能		医療モール	×	- m ²	応急救護機能
		薬局			
災害対策機能 備蓄機能		備蓄倉庫	○	50 m ²	災害対策機能
		自家発電室	○	70 m ²	
輸送機能		ヘリポート	×	- m ²	
管理機能 共用機能		事務室, 機械室, 電気室 トイレ、給湯室、倉庫	○	680 m ²	災害対策機能
		エントランス、昇降機 階段、廊下	○	520 m ²	
計画面積				2,020 m ²	



交通事業者との協議により、待合所と券売機能を持たせる。券売機能は委託する方針とします。

警察との協議により、建物内には入らず、周辺に建築予定とします。

観光関連部署との協議により、従来の駅新設計画を基に人員増加を見込んで想定します。

一時避難場所という位置づけのため、医療機能・応急救護機能の必要性が低いことから導入を見送ります。

津波復興拠点支援施設					
機能		諸室構成	検討結果	要望を反映した面積	
交流機能	交流・情報	フリースペース	△	－ m ²	
		収集情報	交流コーナー	△	－ m ²
		発信機能	情報コーナー	○	70 m ²
	市民活動拠点機能	会議室①	○	50 m ²	
		会議室②	○	40 m ²	
		会議室③	○	30 m ²	
		多目的スペース	△	－ m ²	
	実習・発表学習機能	多目的ホール(倉庫含め)	○	480 m ²	
		和室	○	80 m ²	
		展示スペース	△	－ m ²	
		実習室	△	－ m ²	
		調理室（準備室含め）	○	50 m ²	
		スタジオ	○	30 m ²	
	活動支援機能	託児所、託老所	×	－ m ²	
授乳室		○	30 m ²		
キッズルーム		△	－ m ²		
児童遊園（遊び場）					
図書コーナー					
自習コーナー		○	30 m ²		
喫茶コーナー		○	50 m ²		
相談窓口		△	－ m ²		
シェアオフィス		○	100 m ²		
管理機能 共用機能	事務室、機械室、電気室 トイレ、給湯室、倉庫	○	500 m ²		
	エントランス、昇降機 階段、廊下	○	460 m ²		
計画面積			2,000 m ²		



津波防災拠点施設・津波復興拠点支援施設			
機能		諸室構成	要望を反映した面積
展示機能		展示室	150 m ²
資料収集機能	交流・情報収集 情報発信機能	情報コーナー (交流コーナー、図書コーナー)	70 m ²
研修機能	市民活動拠点機能	研修室 (体験学習室)	70 m ²
(体験機能)	(活動支援機能)	会議室① (キッズルーム等)	70 m ²
(伝承機能)		会議室② (相談窓口、多目的スペース)	40 m ²
講義機能	実習・発表学習機能	多目的ホール (シアタールーム、展示スペース)	480 m ²
		和室	80 m ²
		調理室 (実習室)	50 m ²
		スタジオ	30 m ²
自主学習機能	活動支援機能	自習コーナー (PC学習コーナー)	30 m ²
		喫茶コーナー	50 m ²
		授乳室	30 m ²
		シェアオフィス	100 m ²
交通機能		駅舎、バスステーション (券販売所、待合所)	80 m ²
観光機能		観光案内所	80 m ²
災害対策機能		備蓄倉庫 (防災資材庫)	50 m ²
		自家発電室	70 m ²
管理機能	共用機能	事務室、機械室、電気室 トイレ、給湯室、倉庫	820 m ²
		エントランス、昇降機階段、廊下	850 m ²
計画面積			3,200 m ²

※駐車場の面積は、別途必要になります。

：関連機関との協議等により、変更となった項目を示す。

(5) 施設整備の配置計画

- ・ 津波防災拠点施設と津波復興拠点支援施設を合築としたことから、建築配置とその敷地の考え方を以下のとおりとします。
- ・ 津波防災拠点施設、津波復興拠点支援施設は、先行整備区域（須崎川北側）で、都市計画道路（茶屋前線）、大船渡駅、交通広場、多目的広場に接し、日常的に親しみやすく、視認性の高い位置とします。
- ・ また、建築敷地と多目的広場は複合的な活動、一体的な運営を目指し、一体の敷地とします。

■建築敷地の考え方

・ 先行整備区域内で、建築敷地は西側を JR、北側を市道、東側を県道、南側を交通広場（計画）に囲まれており、多目的広場と合わせた範囲とします。

■■■■■：建築敷地を示す。

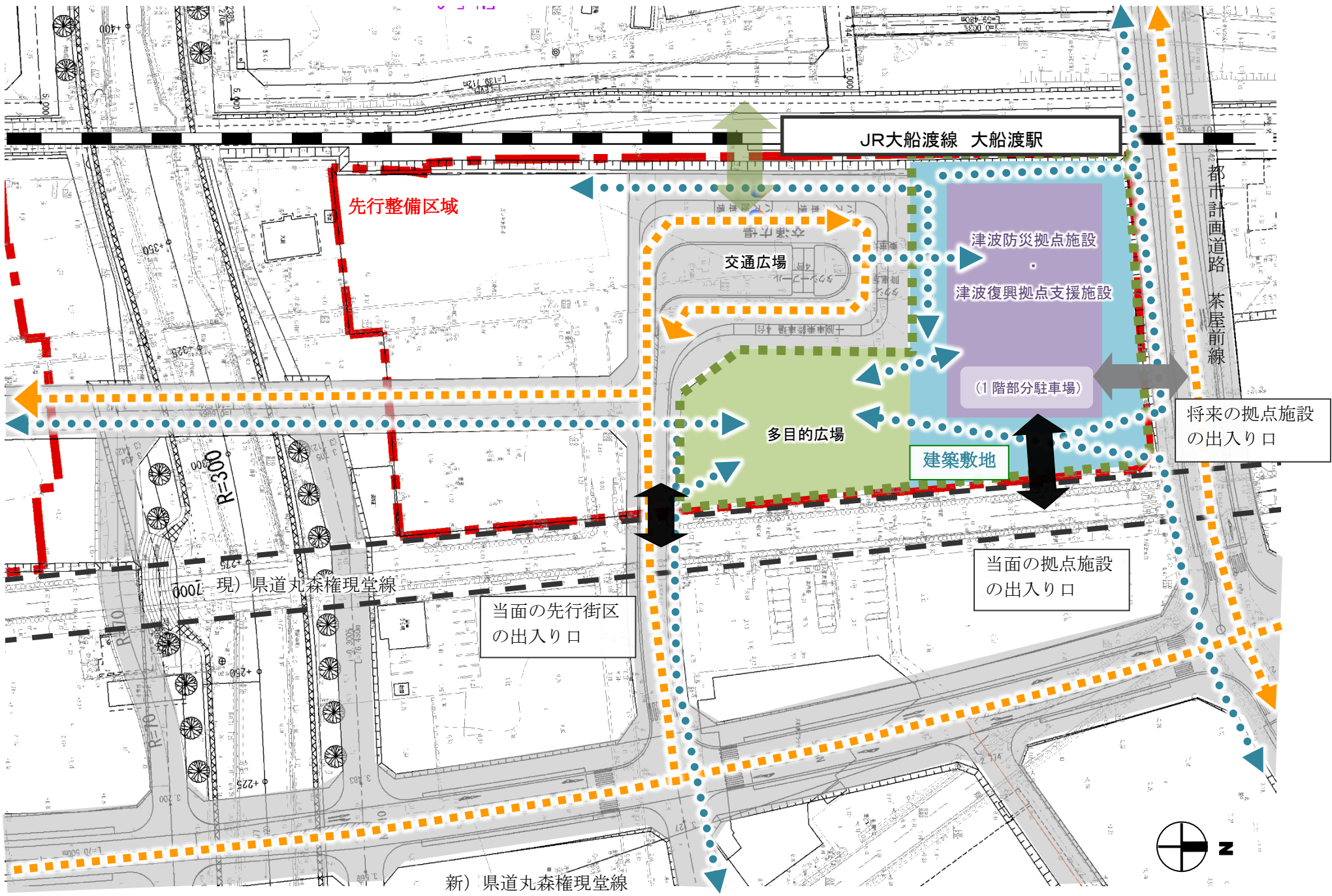
■動線の考え方

- ↔（車）：駐車場へのアプローチは、当面、県道丸森権現堂線からとします。
- ↔（車）：（都）茶屋前線が整備された段階で、駐車場への出入り口を（都）茶屋前線からとします。
- （歩）：将来的に交通広場、多目的広場と連続する歩行者動線を確保します。
- （車）：将来的に交通広場や津波防災拠点施設等に必要とされる車両動線を確保します。

H25 年 7 月現在の計画敷地概要

項 目	概 要
所 在 地	岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前 4 2 - 1 1 他
敷地面積	建物計画敷地 約 5,500 m ² (多目的広場を含む)
用途地域	①用途地域 商業地域 ②建ぺい率 80% ③容積率 400% ④日影規制 - ⑤高度地区 - ⑥地区計画 - ⑦防火地域 防火地域、準防火地域

※警察や交通関係機関との協議により、道路形状、敷地面積等が変更されています。 今後の協議により、周辺道路等の変更が想定されます。



4) 津波防災拠点施設・津波復興拠点支援施設の建築基本計画

①基本方針

津波防災拠点施設は、地域の安全性を担う施設として、一時避難場所の確保と災害時にも機能維持が可能な計画とします。

- ＜津波防災拠点施設：一時避難場所機能＞
- 安全で安心できる場所とします。
 - 災害に備えた学習の場とします。
 - 次世代に継承する場とします。

津波復興拠点支援施設は、地域の拠点施設として、平常時でも賑わいを創出し、大船渡市の玄関口を担う計画とします。

- ＜津波復興拠点支援施設：交流施設機能＞
- 地域の交流の場とします。
 - 高齢者や子供たちの憩いの場とします。
 - 暮らしの一環として活用できる場とします。

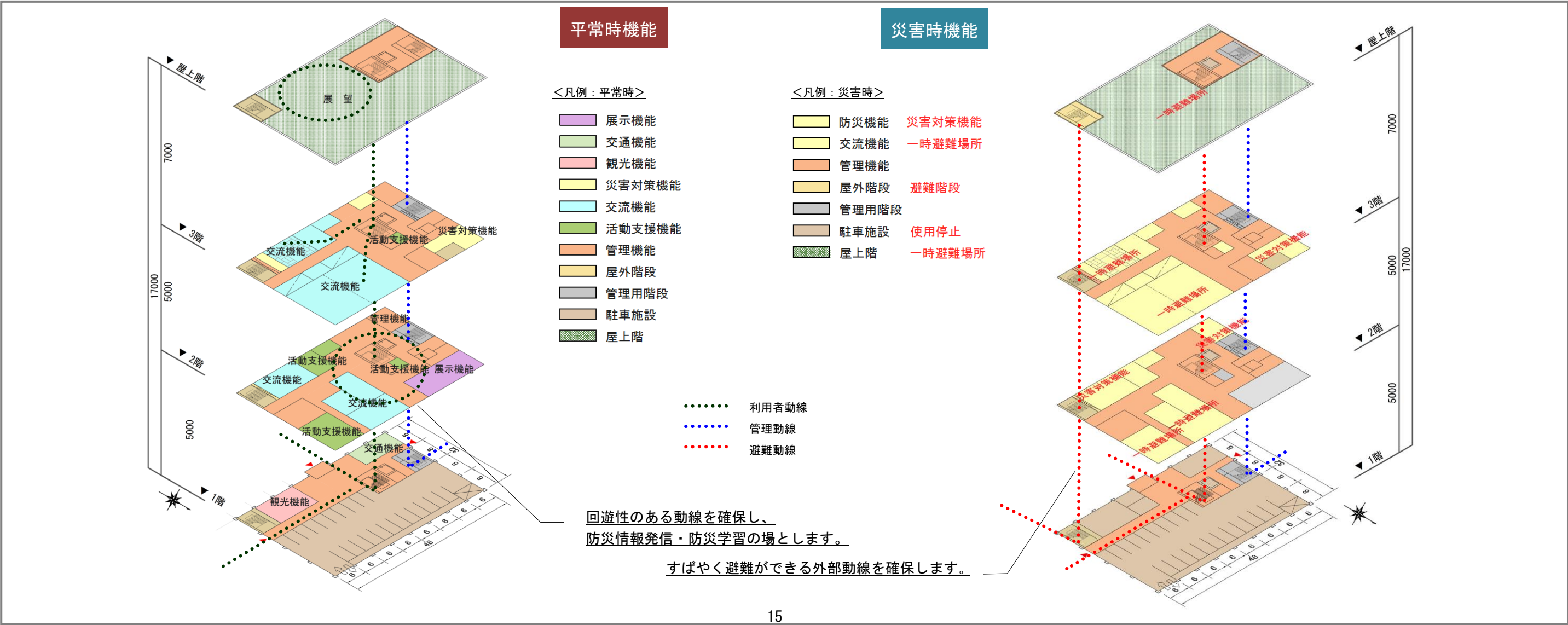
②整備方針

- 津波防災拠点施設・津波復興拠点支援施設の施設整備方針を示します。
- 地域のランドマークとなる建物計画とします。
 - 低炭素のまちづくりに向けた計画とします。
 - 平常時及び災害時において、わかりやすい動線計画とします。
 - 交通弱者、観光客、外国人等だれにでもやさしい、ユニバーサルデザインに配慮した施設とします。
 - 利便性や安全性に配慮した諸室配置計画とします。
 - 開放的で見通しが良く、使い勝手の良い柔軟な計画とします。
 - 災害時の活用を考慮し、建物内に自然の光や自然の風を取り入れる計画とします。
 - 一般利用者動線と管理者動線の区分を行った計画とします。

(1) 建築計画

① 平面計画

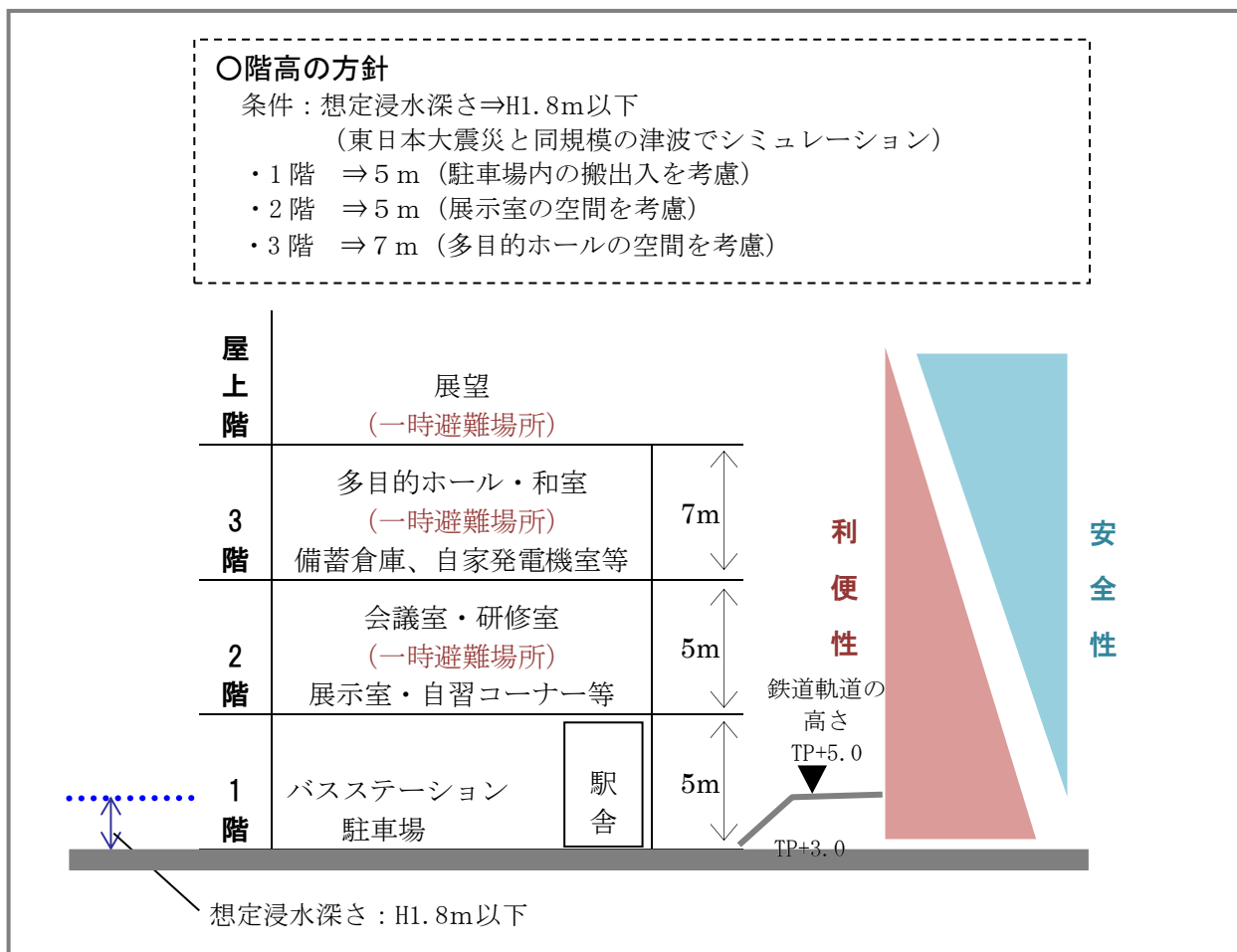
- ・避難想定人数：約 500 人（避難スペース 2 m²/1 人）（山側の避難所に移動することが困難な災害時要援護者等を想定）※屋外空間は含みません。
- ・一時避難場所：2 階以上とします。（状況に応じて、安全な階を避難場所として利用します。）
- ・階段等：屋外階段は、直接屋上階まで避難できる階段とします。また、バリアフリーに配慮した階段とします。
- ・備蓄倉庫・非常用自家発電機室：災害時の機能が維持できるように 2 階以上に配置します。
- ・ユニバーサルデザイン：災害時要援護者など、さまざまな人にわかりやすく、利用しやすい計画とします。



②断面計画

- ・ **階層の構成**は安全性と利便性のバランスに配慮して配置します。

- ア) **安全性**を重視する諸室として、災害時に一時避難場所となる諸室を上層階に配置する。
- イ) **利便性**を重視する諸室を、低層階に配置する。



(3) 立面計画

津波防災拠点施設であり、津波復興拠点支援施設でもあると同時に、復興のシンボルとなる施設であることを踏まえた立面計画とします。

●基本方針

- 一時避難場所としての目印となる計画とします。
- 大船渡市のランドマークとしての役割を果たす計画とします。
- 大船渡駅周辺地区と調和する計画とします。
- 交流拠点として親しみやすい計画とします。
- 未来への可能性を感じさせる計画とします。

(2) 構造計画

① 基本方針

- ・ 本施設は、一時避難場所機能を有する施設として、人命の安全と避難に必要な機能等を確保します。
 - ・ 東日本大震災と同等の津波が起きた場合、浸水する区域としての構造計画が求められます。
 - ・ 上記を踏まえ、以下の3つの性能を確保します。
- ア) 津波避難ビルに求められる安全性を確保すること。
- イ) 十分な耐津波性能を確保すること。
- ウ) 十分な耐震性能を確保すること。

②整備方針 (構造性能項目)

i. 津波避難ビルに求められる安全性を確保

- ・ 津波避難ビルとしての安全性を確保するため**構造、設計基準、高さ等が適切な施設**とします。

●津波避難ビルとしての配慮事項 (※2005年6月に内閣府が策定した「津波避難ビル等に係るガイドライン」より)

- ・ 耐震診断によって**耐震安全性が確認**されていること。
- ・ 新耐震設計基準(1981年施行)に適合する、**原則として鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造**とします。
- ・ 津波による想定浸水深さに応じて、階数や津波の進行方向の奥行きを考慮します。
- ・ 建物高さは、想定される**浸水深さが2m程度であることから3階建て以上**とします。

ii. 十分な耐津波性能を確保

津波災害に十分に耐えられるようにすることが重要であることから、津波シミュレーションから求められた浸水深さをもとに、**津波の力、浮力、漂流物の衝突などに配慮された耐津波性能が確保された施設**とします。

●参考とする主な適用基準及び技術指針等

- ・ 津波避難ビル等に係るガイドライン
- ・ 津波避難ビル等の構造上の要件の解説
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 津波に対して安全な構造方法を定める件

iii. 十分な耐震性能を確保

地震時においても十分な安心・安全性を確保するため、耐震性の高い施設とします。

●耐震性能の方針

耐震性は建物機能により分類されており、本施設は「避難所として位置づけられた施設」「多数の者が利用する施設」となるため、構造体は「**Ⅱ類**」、建築基準法で定められた構造基準の**1.25倍相当の耐震性能**を持った建物とします。

●耐震性能を高める構造手法

比較検討及び津波避難ビルの定義を踏まえ、「**鉄筋コンクリート造・耐震構造**」が適切であると考えられます。

■耐震性能の参考基準

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	I類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	Ⅱ類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	Ⅱ類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	Ⅱ類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射線物質又は病原菌等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅱ類	A類	
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	Ⅱ類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設(上記以外のすべての官庁施設)	Ⅲ類	B類	乙類

■耐震安全性の基準

分類	考え方	安全基準
I類	災害時に拠点となる施設は、災害時、構造体の補修をせずに建物を使用し、人命の安全を確保し、十分な機能を確保。	1.50倍
Ⅱ類	避難所や多数の者が利用する施設は、災害時、構造体の大きな補修を要せず建物を使用し、人命の安全を確保し、十分な施設機能も確保。	1.25倍
Ⅲ類	現行の建築基準法を満たす耐震性能を持つ建物は、災害時、構造体の部分的な補修を要するが、人命の安全を確保。	1.00倍

(3) 設備計画

① 基本方針

- 省資源・省エネルギー対策の導入
 - ・低炭素施設に配慮した設備計画とします。
 - ・自然エネルギーの有効利用、設備的省エネルギー機器の導入を検討します。
 - ・さまざまな手法、設備の採用による消費エネルギーの節約を検討します。
- 安全性と防災性能の確保
 - ・平常時の機能を維持し、非常時にも迅速かつ確実に対処できる設備を検討します。
- イニシャルコスト及びランニングコストの縮減
 - ・経済性、効率性、耐久性に優れた設備を検討します。
- 維持管理の容易な設備
 - ・機器の運転・保守管理および更新等が、容易な設備を検討します。

効果	キーワード	アイテムの例
経済性の実現	省エネ 省資源 省力化	・自然採光（昼光照明） ・風利用（自然換気・自然通風） ・高効率（インバータ・LED） ・節電（自動センサー） ・熱源のミックス（電気・ガス）
安全性・信頼性	地域防災 信頼性設計	・給水の確保 ・自家発電 ・システムの分散制御、集中管理
利用効率の向上	OA化	・無線LAN
フレキシビリティの確保	負荷変化対応 間仕切り対応	・OAフロアー（二重床） ・照明器具等の設置位置の配慮
利便性の向上	インフォメーション	・館内双方向CATV（電子掲示）
環境向上維持	視覚環境 温熱環境	・高照度化、均一照度 ・PMV（快適性）評価

②整備方針

- 非常用電源設備計画
 - ・非常用電源設備を設置し、停電時に施設内に電力供給できる計画とします。
 - ・供給負荷対象は、災害時に一時避難場所となる2、3階の空調設備、換気設備を検討します。
 - また、照明、コンセントは諸室の用途を考慮し使用範囲を検討します。
- 空調設備計画
 - ・冷暖房の熱源は電気またはプロパンガスなど、効率等を考慮し計画します。
- 給水設備計画
 - ・断水時、停電時の給水能力が最も優れている高置タンク方式の設置を検討します。
- その他設備計画
 - 受変電設備
 - ・安全性と防災性能に配慮し、2階電気室に受変電設備の配置を検討します。
 - 照明器具設備
 - ・省資源・省エネルギーに配慮し、LED照明器具やHf型蛍光灯等の省エネルギー器具の導入を検討します。
 - 衛生器具設備
 - ・省資源・省エネルギーに配慮し、節水型、非接触型の自動感知フラッシュバルブ、自動水栓等の導入を検討します。

Hf 型蛍光灯とは

インバーターを内蔵することで高効率化し、消費電力を抑えた蛍光灯器具です。

チラツキを軽減し、ランプ径を一回り小さくした高品位な蛍光管です。

(4) 環境配慮計画

① 基本方針

- ・大船渡市が取り組んでいる 環境未来都市計画に基づき「低炭素施設」の実現に向けて、環境と共生した街づくりに積極的に取り組みます。

② 整備方針（環境配慮項目）

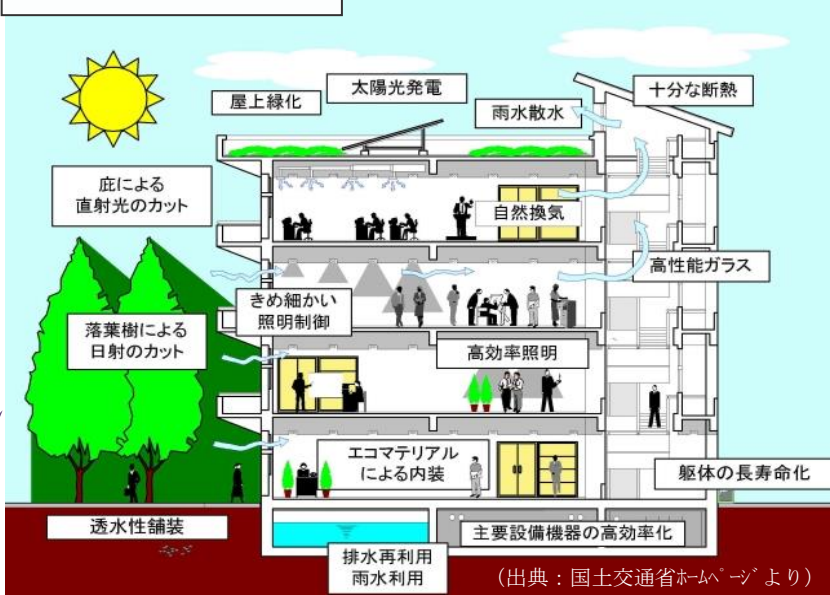
- ・「グリーン庁舎」や「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」などの基準を採用して、環境配慮に取り組みます。

＜グリーン庁舎＞

- 「環境配慮型官庁施設設計計画指針」が策定され、「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）」が定義づけられています。
- グリーン庁舎とは、計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた環境負荷低減に配慮し模範となる官庁施設です。

太陽光発電設備の設置は、屋上階に避難スペースを確保するため、外壁面やガラス面等を活用し、併せて蓄電設備の導入を検討します。

グリーン庁舎イメージ図



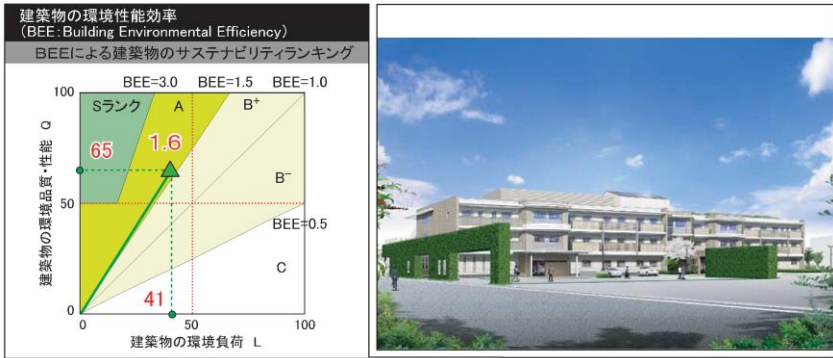
＜CASBEE（キャスビー：建築環境総合性能評価システム）＞

- CASBEEは2001年に（Aランクの他事例）

国土交通省が主導し、（財）建築環境・省エネルギー機構内に設置された委員会によって開発された建築物の環境性能評価システムです。

- 周辺環境への配慮、ランニングコストの無駄、利用者にとって快適か等の性能を客観的に評価し、ランク付けを行うシステムです。
- 津波防災拠点施設・津波復興拠点支援施設では「Aランク（大変良い）」以上を目指します。

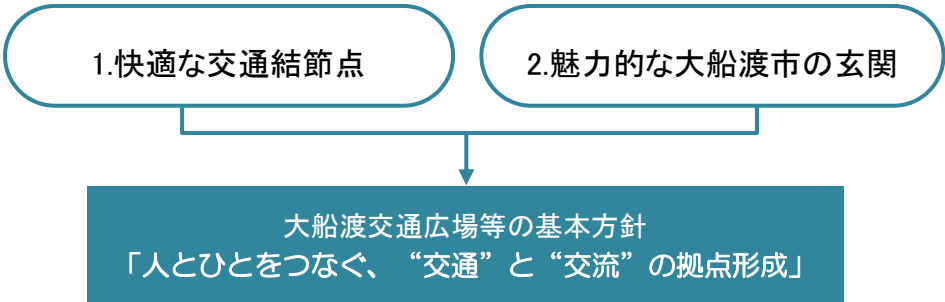
建物名称	エコルシオン デュラブルール青木	敷地面積	2,296.19㎡
建物用途	病院	建築面積	1,353.70㎡
建設地	埼玉県川口市	延床面積	3,583.68㎡
気候区分	—	階数	地上3階
地域・地区	準工業地域、準防火地域	構造	壁式RC造
竣工日	2008年10月1日	平均居住人員	80人
		年間使用時間	8,760時間／年



（出典：一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構ホームページより）

(5) 多目的広場計画

- 前章の交通広場の計画と合わせた整備方針を踏まえ、規模の設定、活用方法を検討します。



整備方針1：安全で快適な交通広場の形成

- ①快適で利便性の高い交通広場の整備
- ②交通空間と街の賑わい、人の往来が円滑に行える広場の形成
- ③観光客等を円滑に誘導する案内サイン等のサービス機能の充実

整備方針2：大船渡市の玄関口としての多目的広場の形成

- ①新しい大船渡市の顔となる都市景観の形成
- ②人々の賑わいを創出する空間の形成
- ③街の機能を結びつける交流拠点の形成

多目的広場の規模

イベントなどの交流活動に配慮した規模の設定をします。
提言書内容について各課にヒアリングを行った回答や震災前の花火大会、夏まつりなどの利用状況を踏まえて以下のとおり設定します。

- ・夏まつり時の屋台広場空間
(郵便局跡地) →約 500 m²
- ・夏まつり時のステージ空間
(旧大船渡駅前タクシープール部分) →約 500 m²
(旧大船渡駅前交流広場空間) →約 600 m²
∴ 約 1,600 m²以上を確保します。

【多目的広場の整備・活用イメージの検討】

- ここでは交通広場と行政施設に囲まれた多目的広場をどのように利用していくか、こういった空間がよいか、委員の方々の意見を踏まえ、イベントなどの開催が行いやすい、オープンな広場として整備します。
- 曜日や時間帯によって訪れる方がさまざまなため、いろいろなケースを想定し、今後、具体的に検討します。

広場整備のポイント

○周辺施設との一体性に配慮

- ・周辺に津波復興拠点施設や商業、宿泊施設等が立地することから、これらの施設への歩行者動線等に配慮し、歩きやすい空間を確保します。
(通り抜けしやすいこと、段差などに配慮されていることなど)
- ・津波復興拠点施設と一体的に利用できるようにすることで広場単体での利用以上に利用が図られるように工夫します。
(施設の2階、3階、屋上から広場の様子が見えるなど)

○街の中の憩い空間の確保

- ・広場は歩行者などの休息・憩いの空間、鑑賞、交流等の場であり、以前にはなかった緑地や樹木を取り入れます。
- ・買い物客や電車・バスの利用者、津波復興拠点支援施設を利用した人々が、日常的に広場を通る流れを創り、憩いの場としてさまざまな人々に利用されるようにします。

○夏まつりなどのイベント会場機能の確保

- ・以前は夏まつりの会場として、特設ステージを利用していたことから、そのステージを作れる平場空間を設けられるようにします。
- ・夏まつりの際には、出店をまとめたゾーンを設けていたことから、その分の平場スペースも確保します。
- ・イベントのできる広場空間を整備することで、今まで以上の利用が図られるようにします。(消防と警察のちびっこ広場の開催など)

○子どもたちが楽しめる工夫がされた空間の確保

- ・遊びに来て楽しい空間を設けるようにします。
 - ・イベント時に邪魔にならないような仕掛けで遊びの機能を設けるようにします。
- ※周辺には公園も整備されるため、遊具の設置は公園を想定しています。

施設から広場を見下ろすイメージ例



憩い空間のイメージ例



ライブステージ開催のイメージ例



楽しめる工夫がされたイメージ例



5）津波防災拠点施設・津波復興拠点支援施設の管理運営手法

(1) 基本方針

- 近年、公共施設の管理運営においては、サービスの質の向上を目指し、管理運営の全部又は一部を包括的に民間事業者へ委託する指定管理者制度の積極的な導入がみられることを踏まえ、津波防災拠点施設・津波復興拠点支援施設においても、効果的に民間事業者へ業務を委ねる方法を検討します。

■指定管理者制度の導入効果

民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、効率的、効果的な管理運営による住民サービスの質の向上が期待できます。

区分	事業手法	概要	維持管理運営	本施設への適応性
民活なし	直営方式 (従来方式)	維持管理、運営を全て市が行う方式。 部分的に委託（単年度、個別発注）を行なう場合もある。	市	○ 通常想定されるが、直営や単年度個別発注による市の負担は大きい。
部分民活型	指定管理者方式	運営・維持管理段階において民活を導入する。 全部又は一部の維持管理業務を民間に委託する方式。	民	◎ 事業者選定に一定の時間は必要だが、長期間・一括発注のメリットは高い。

指定管理者制度の導入を検討

本施設の維持管理、運営については、住民サービスの質の向上、施設の設置の目的を効果的に達成することを期待し、民間事業者へ委ねることが可能な業務を、長期包括委託する指定管理者制度の導入を検討します。

指定管理者制度とは

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた制度です。
出典：総務省ホームページより

(2) 民間事業者に委ねる運営・維持管理業務の整理

施設において指定管理者に一体的に委ねることが可能な、運営、維持管理業務について整理します。

業務	機能		業務内容 (現状想定)	指定管理者業務として ○：可能、×：不可 △：内容によっては可	
	津波防災 拠点施設	津波復興 拠点支援施設		可否	理由
運営 業務	展示機能	—	・展示物等の管理	○	・展示物の収集・入替え業務を伴う場合は、要検討
	資料収集機能	交流・情報収集・ 情報発信機能	・情報コーナー（交流及び図書コーナー）の 管理・運営	△	・収集業務の内容による
	研修機能 体験機能 伝承機能	市民活動拠点機能 活動支援機能	・研修室、キッズルーム（屋内遊戯空間）、 会議室の貸室業務	○	・貸室業務は可能 ・研修の主催、相談対応がある場合は内容の精査が必要
	講義機能	実習・発表学習 機能	・多目的ホール、和室、調理室等の貸室業務	○	・貸室業務は可能 ・料理教室の主催がある場合は内容の精査が必要
	自主学习機能	活動支援機能	・自習コーナー、喫茶コーナー、授乳室の管理・ 運営 ・シェアオフィスの貸室業務、管理・運営	○	・貸室業務は可能
	災害対策機能	—	・備蓄倉庫 ・自家発電電気室の管理、運営	△	・災害時の対応も伴うため、市による運営が望ましい
	交通機能 観光機能	—	・駅舎、バスステーション ・観光案内所の運営	△	・既存の民間事業者の運営が望ましい
	—	交流機能（屋外）	・多目的広場	○	
維持 管理 業務	建築物 多目的広場 外構 植栽 等の管理		・建物・建築設備の保守管理業務	○	
			・多目的広場の保守管理	○	
			・外構の保守管理（駐車場含）	○	
			・植栽の管理業務	○	
			・環境衛生管理業務（清掃、廃棄物回収等）	○	
			・警備業務（建物・敷地全体）	○	
			・修繕業務（計画修繕、更新）	○	
維持 管理 業務	交通広場		・交通広場の保守管理 （清掃整備等含む）	○	

(3) 施設の管理・運営を補助する制度の導入検討

施設の管理・運営を補助する制度の導入を検討します。

《例》 施設のネーミングライツの導入 「官」・「民」双方のメリットが大きい。



「官」のメリット：「新たな財源確保」

「民」のメリット：「スポンサー企業との協働による地域活性化への寄与」

「企業・商品の認知度向上」